



神奈川県

動物愛護センター

平成30年度

動物保護センター事業概要



令和元年12月

目 次

第1章 動物保護センターのなりたちと施設のあらまし

1 沿 革	1
2 組 織	2
3 管 轄 区 域	3
4 施設の状況	4
5 予 算 等	6

第2章 平成30年度動物保護センターの業務

1 動物保護センター業務体系	7
2 動物保護事業	8
(1) 犬・猫等の引取り	8
ア 飼えなくなった動物の引取り	8
イ 所有者の判明しない動物の引取り	8
(2) 動物の譲渡と処分	8
ア 動物の返還、譲渡及び処分	8
イ 犬・猫の譲渡	9
(3) 犬の指導取締り	10
ア 迷い犬等の収容	10
イ 犬の収容・保管及び返還	10
ウ 犬の飼養管理指導及び行政措置	10
エ こう傷犬の収容及び検診	10
3 動物愛護の普及事業	11
(1) 動物の適正飼養の推進	11
ア 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）	11
イ 譲渡後講習会（飼い主教室）	11
ウ 訓練犬の育成・譲渡	11
エ 訓練犬によるしつけのデモンストレーション	11
オ 犬のしつけ相談やしつけ教室	11
カ 動物教室等	12
キ 動物愛護のつどい	12
(2) 人と動物とのふれあい活動	12
ア 動物ふれあい教室	12
イ 夏休み飼育体験教室	12
ウ コンパニオンアニマル活動	13
4 動物取扱対策事業	14
(1) 特定動物の飼養許可及び監視指導	14
(2) 動物取扱業の登録及び監視指導	15
ア 動物取扱業の登録及び届出	15
イ 動物取扱業の監視指導	15
ウ 動物取扱責任者研修	15
5 動物由来感染症情報分析体制整備事業	16
6 苦情相談等処理状況	17
(1) 苦情処理	17
ア 犬に関する苦情	17
イ 猫に関する苦情	17

(2) 動物相談・失踪届等	17
ア 動物相談	17
イ 失踪犬等の届出	17
(3) 夜間、休日の緊急対応	18
7 会議・研修等	19
(1) 会議	19
(2) 研修・視察・取材等	19
8 動物慰霊式	19

第3章 業務の主要統計

・ 主要業務の統計表（市町村別）	20
・ 平成30年度 市町村別特定動物飼養状況	21
・ 年度別(10年間)業務の推移	22
動物ふれあい教室実施状況と参加者数	22
ふれあい動物ひろば来園者数	22
犬のしつけ教室実施状況と参加者数	23
訓練犬によるデモンストレーション実施回数と参加者数	23
コンパニオンアニマル活動実施状況と参加者数	24
飼えなくなった犬・猫の引取り頭（匹）数	24
譲渡状況（犬）	25
犬・猫の処分頭（匹）数	25
迷い犬等及び所有者不明猫の收容数	26
返還頭数及び返還率（犬）	26
犬に関する苦情件数	27
犬に関する苦情内訳比率	27
猫に関する苦情件数	28
猫に関する苦情内訳比率	28
・ 平成30年度 第一種動物取扱業総登録件数（市町村別）	29

第 1 章

動物保護センターのなりたちと
施設のあらまし

1 沿革

昭和47年、神奈川県は各保健所（現在の保健福祉事務所）で実施していた狂犬病予防法及び神奈川県犬による危害防止条例に基づく犬の捕獲抑留等の業務を一元化し、集中管理するため、神奈川県犬管理センターをスタートさせた。

当所は、これらの業務を効率的に推進する一方、動物に対する県民意識の大きな変化に伴う新たな要請に応えるべく事業を展開してきた。

平成20年度からは「人と動物の調和のとれた共生」の実現を目指して、「神奈川県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が人間社会の中でよりよい関係を保つための事業を推進している。

- 昭和47年 4月 「神奈川県犬管理センター」として開設
- 昭和49年 9月 動物の保護及び管理に関する法律の施行に伴い、動物愛護週間事業として「動物愛護のつどい」を開催
- 昭和50年 4月 避妊・去勢手術を施した子犬を譲渡する「子犬の里親制度」を開始
- 昭和51年 9月 小学生を対象に動物の習性等を教える「動物教室」を開催
- 昭和52年 5月 犬による危害防止対策から動物保護行政へと質的転換を目指し、名称を「神奈川県動物保護センター」と改称
- 昭和55年 1月 神奈川県犬による危害防止条例（昭和46年6月施行）の廃止と神奈川県動物の保護及び管理に関する条例の施行に伴い、犬関係業務のほか飼えなくなった猫の引取り、指定動物の飼養許可、動物販売業の届出受理等の業務を開始
- 昭和59年 5月 小学校低学年の児童や保育園児童を対象に「小動物とのふれあい教室」を開始
- 昭和61年 7月 作業の安全性の向上や効率、衛生向上を図るため、犬房の隔壁を自動移動フェンスに改修
- 平成 2年 4月 動物愛護意識啓発の起点としての「ふれあい動物ひろば」を開設
- 平成 4年 5月 人と動物の調和のとれた共存社会の推進事業として、適正な犬の飼い方を普及するため「犬のしつけ教室」や「訓練犬のデモンストレーション」、福祉等の施設へ小動物とともに訪問する「コンパニオンアニマル活動」を開始
- 平成 7年 4月 学術研究機関への犬・猫の払い下げを廃止
- 平成 9年 8月 小学校高学年児童を対象に「夏休み小動物飼育体験教室」を開始
- 平成10年 6月 動物慰霊碑隣接地に「やすらぎの丘」（花壇及び埋葬場所）を整備
- 平成12年 4月 相模原市の地域保健法政令市移行に伴い、5コース体制から4コース体制に変更
- 平成13年 4月 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、「動物取扱業の届出」及び「動物取扱主任者認定講習会」を開始
- 平成14年10月 「子犬の里親制度」の名称を「子犬の譲渡制度」に改める。
- 平成18年 4月 藤沢市の地域保健法政令市移行及び、相模胡町、津久井町の相模原市合併に伴い、4コース体制から3コース体制に変更
- 平成18年 6月 6月1日から改正動物の愛護及び管理に関する法律の施行により、動物取扱業が「届出制」から「登録制」に規制強化され、指定動物も特定動物と名称が統一された。
- 平成19年 4月 「子犬の譲渡制度」の名称を「犬の譲渡制度」に改める。
- 平成20年 3月 「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定される。
- 平成22年 4月 ホームページに収容犬の公示を掲載
相模原市の政令指定都市移行に伴い、同市の動物取扱業及び特定動物に関する事務を移管
- 平成23年 4月 犬の譲渡会と併せて猫の譲渡会を開始し、「犬の譲渡制度」の名称を「犬・猫の譲渡制度」に改める。
- 平成26年 4月 平成25年度に当所に収容された犬の殺処分が初めてゼロになる。
- 平成27年 3月 煙突・焼却炉の除去
- 平成27年 4月 平成26年度に当所に収容された猫の殺処分が初めてゼロになる。
- 平成29年 4月 茅ヶ崎市の地域保健法政令市移行に伴い、寒川町を含めた捕獲及び搬送業務を受託
- 平成29年10月 平成31年度に向けた建替え工事のため、ふれあい動物ひろば閉園
- 平成30年 1月 建て替え工事着工

2 組織

(1) 職員の配置状況及び業務実施体制

平成31年3月31日現在

		業務分担	一般事務職	狂犬病予防員	動物技能職	計
所長		・所の総括		1		1
次長(兼)管理課長		・所長事務代理、課事務事業の総括	1			1
管理課		・予算の執行及び決算に関すること ・県有財産管理に関すること ・公用車の運行管理に関すること ・所内一般庶務に関すること	2 (1)			2 (1)
業務課長		・課事務事業の総括		1		1
業務課	指導班	・犬による危害防止対策 ・犬、猫等の適正飼育指導 ・特定動物の飼養許可 ・動物取扱業の登録、指導 ・所有者の判明しない仔猫の引取り ・収容動物の公示		3	6	9
	保護班	・収容動物の管理、返還及び処分 ・犬、猫等の譲渡制度 ・犬のしつけ、訓練 ・相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市からの受託事業(犬等の捕獲、動物の収容・返還・処分)		3 (1)	1 (4)	4 (5)
	緊急対応	・犬、特定動物等による事故防止対策	全職員で対応			
合計			3 (1)	8 (1)	7 (4)	18 (6)

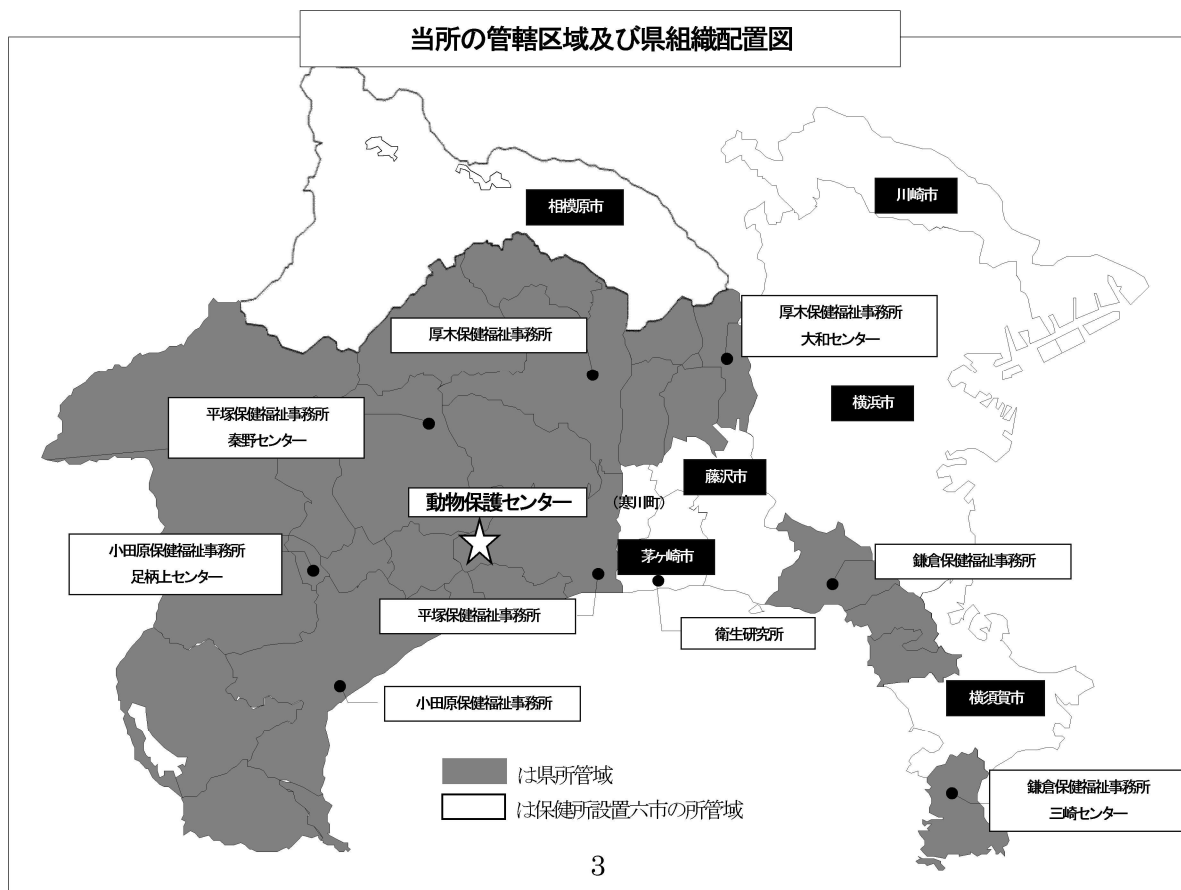
※ () 内は再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員で外数

(2) 業務課指導班担当区域

平成31年3月31日現在

コース	担当区域（市町村名）	管轄保健福祉事務所（センター）
A	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小田原
	秦野市	(秦野)
	南足柄市・開成町・中井町・大井町・松田町・山北町	(足柄上)
B	平塚市・大磯町・二宮町	平塚
	鎌倉市・逗子市・葉山町	鎌倉
	茅ヶ崎市・寒川町（茅ヶ崎市の受託）	茅ヶ崎市保健所
	三浦市	(三崎)
C	伊勢原市	(秦野)
	厚木市・座間市・海老名市・愛川町・清川村	厚木
	大和市・綾瀬市	(大和)

3 管轄区域 26市町村（県内全市町村のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除く）全域



4 施設の状況

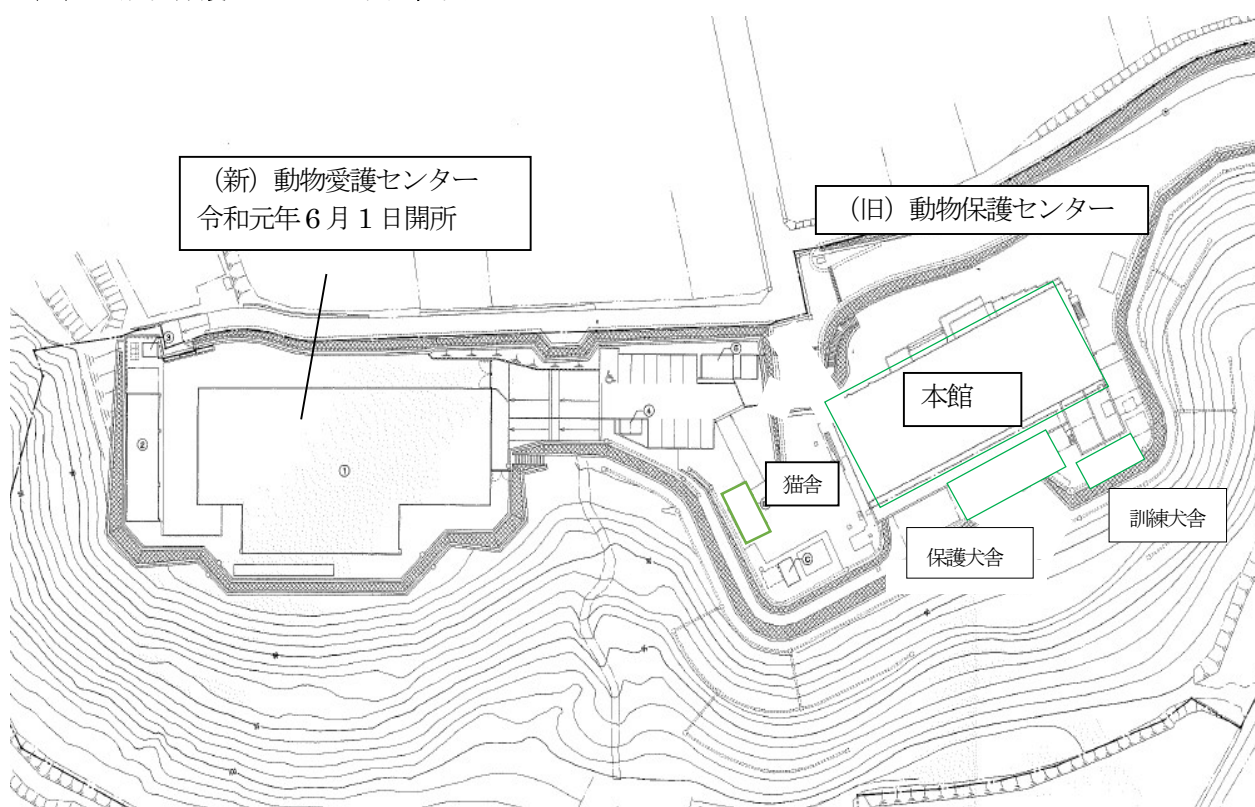
(1) 土地

所在地	用途	面積
平塚市土屋 401	動物保護センター敷地	23,090.42 m ²

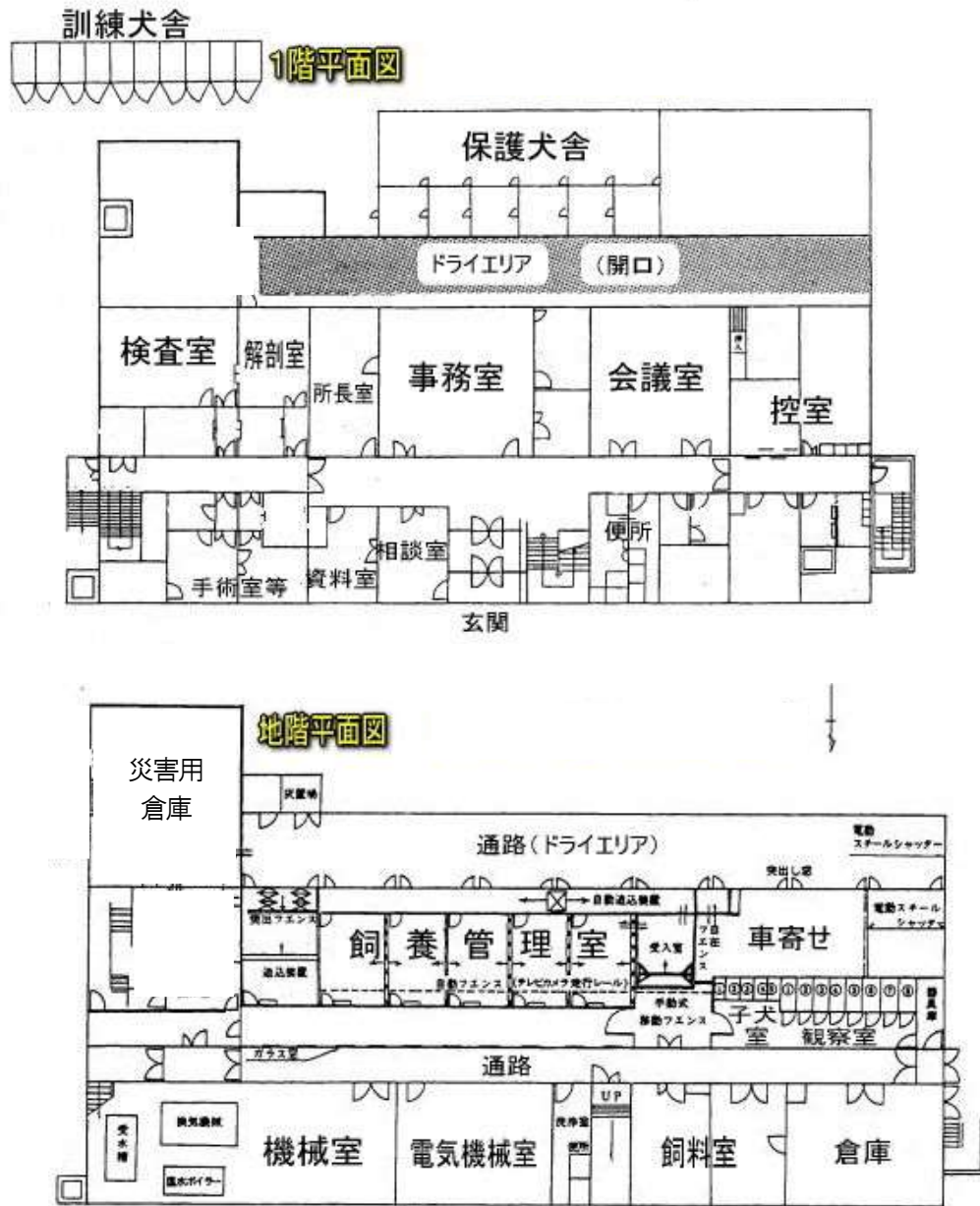
(2) 建物

名称	構造	面積
本館	鉄筋コンクリート造り、地上1階、地下1階	2,191.24 m ²
猫舎	鉄筋コンクリート造り、平屋建	35.64 m ²
訓練犬舎	鉄骨造り、平屋建	15.67 m ²
保護犬舎	鉄骨造り、平屋建	70.20 m ²
計		2,312.75 m ²

(3) 動物保護センター建物配置図



(4) 動物保護センター建物平面図



(5) 猫舎



5 予算等 (平成 31 年度)

〈予算 (当初)〉

(単位: 円)

事業	細事業	細々事業	予算額
動物保護対策費	動物保護等事業費	動物保護事業費	37,671,000
		かながわペットのいのち基金推進事業費	4,000,000
		動物由来感染症情報分析体制整備事業費	889,000
		動物愛護推進事業費	1,990,000
		動物愛護ボランティア活動費補助	6,280,000
動物保護センター運営費	動物保護センター維持運営費	動物保護センター維持費	*18,779,000
合 計			69,609,000

*本庁集中執行の電気・電話代を除いた額

〈主な手数料等料金〉

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

項 目	手 数 料 等	備 考
犬、猫などの返還	1,500 円	
犬、猫などの飼育管理	1 日、1 頭(匹/羽)につき 1,000 円	
去勢手術 (譲渡会等)	4,200 円	2 分の 1 減免後
避妊手術 (譲渡会等)	7,995 円	2 分の 1 減免後
特定動物飼養許可	33,360 円	
動物取扱業登録申請	15,040 円	
動物取扱責任者研修	1,000 円	
動物引取(生後 91 日以上)	4,000 円	
動物引取(生後 91 日未満)	1,000 円	

第 2 章

平成 30 年度

動物保護センターの業務

1 動物保護センター業務体系

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 35 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

動物保護事業

犬・猫等の引取り

- 飼えなくなった動物の引取り
- 所有者の判明しない動物の引取り

動物の譲渡と処分

- 動物の譲渡、返還及び処分
- 当所譲渡会やボランティアへの譲渡

犬の指導取締り

- 迷い犬等の収容
- 犬の収容・保管及び返還
- 犬の飼育管理指導及び行政措置
- こう傷犬の収容及び検診

動物愛護普及事業

動物の適正飼養の推進

- 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）
- 譲渡後講習会（飼い主教室）
- 訓練犬等の育成・譲渡
- 訓練犬によるしつけのデモンストレーション
- 犬のしつけ相談やしつけ教室
- 動物教室等
- 動物愛護のつどい

人と動物とのふれあい活動

- 動物ふれあい教室
- 夏休み飼育体験教室
- コンパニオンアニマル活動

動物取扱対策事業

特定動物の飼養者に対する指導

- 特定動物の飼養許可及び監視指導

動物取扱業に対する指導

- 登録及び届出状況
- 監視指導
- 動物取扱責任者研修

その他

- 動物由来感染症情報分析体制整備事業
- 苦情相談等処理状況
- 会議・研修等
- 動物慰霊式

2 動物保護事業

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の收容を行い、それらの返還や譲渡を行っています。また、適正飼養や動物愛護の普及啓発を行っています。

(1) 犬・猫等の引取り

ア 飼えなくなった動物の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、遺棄や放置等の問題を未然に防ぐ目的で、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえぼと	あひる	その他	計
48 (61)	0 (0)	48 (61)	109 (167)	5 (9)	114 (176)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの收容数を含む数

イ 所有者の判明しない動物の引取り

路上等で保護された犬及び公共の場所に遺棄された幼猫等については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき引取りを実施しています。また、規則で定める動物に関しても条例に基づき引取りを実施しています。

所有者の判明しない犬			所有者の判明しない猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえぼと	あひる	その他	計
184 (224)	1 (1)	185 (225)	5 (6)	261 (310)	266 (316)	9 (10)	12 (21)	2 (4)	0 (0)	128 (172)	151 (207)

その他：シッポアミガメ、セセイイコ等

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの收容数を含む数

(2) 動物の譲渡と処分

ア 動物の返還、譲渡及び処分

收容期限の過ぎた動物又は、飼い主から引取られた動物については、新しい飼い主に譲渡するよう努めています。また、引取り手のない規則で定める動物についてはやむを得ず処分しました。

犬の返還、譲渡及び致死処分頭数

返還した犬		114 (131)	
譲渡した犬		125 (167)	
内訳	県民への譲渡 (再飼育を含む)	成犬	14 (20)
		幼犬	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	成犬	111 (147)
		幼犬	0 (0)
運搬・收容中に死亡した犬		成犬	3 (3)
		幼犬	0 (0)
致死処分した犬		0 (0)	

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの收容を含む数

猫の返還、譲渡及び致死処分匹数

返還した猫		1 (1)	
譲渡した猫		341 (433)	
内訳	県民への譲渡	成猫	17 (25)
		幼猫	6 (9)
	ボランティアへの譲渡	成猫	69 (105)
		幼猫	249 (294)
運搬・收容中に死亡した猫		成猫	3 (6)
		幼猫	15 (20)
致死処分した猫		0 (0)	

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの收容を含む数

規則で定める動物の返還、譲渡及び致死処分数

種 類		いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他
返 還 し た 動 物		1(1)	0(0)	2(2)	0(0)	5(8)
譲 渡 し た 動 物		8(10)	8(17)	0(1)	0(0)	77(99)
内 訳	県民への譲渡	4(5)	7(16)	0(0)	0(0)	46(54)
	ボランティアへの譲渡	4(5)	1(1)	0(1)	0(0)	31(45)
運搬・収容中に死亡した動物		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	17(19)
致死処分した動物		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	23(39)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容を含む数

イ 犬・猫の譲渡

(ア) 当所譲渡会における犬・猫の譲渡

毎月第二・第四金曜日に行う譲渡前講習会「わん・にゃん教室」を受講された県民を対象に、犬・猫の適正な飼い方の普及啓発及び避妊手術又は去勢手術奨励のモデルとして、終生飼養すること等を条件に譲渡を行っています。

譲渡する犬・猫に対する処置頭数

	避妊手術又は去勢手術	寄生虫検査	狂犬病予防注射実施	その他予防接種実施	マイクロチップ装着
犬	7	16	16	16	16
猫	21	11		33	28

(イ) ボランティアへの犬・猫の譲渡

新たな飼い主を探す活動をしている当所登録ボランティア(団体、個人)に対し、マイクロチップの装着等の処置を行った上で譲渡を行っています。

譲渡する犬・猫に対する処置頭数

	避妊手術又は去勢手術	寄生虫検査	狂犬病予防注射実施	その他予防接種実施	マイクロチップ装着
犬	12	20	138	140	121
猫	16	1		166	93



譲渡前講習会「わん・にゃん教室」の様子



当所譲渡会の様子

(3) 犬の指導取締り

迷い犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲おりの活用等、適切な処理に努めています。

ア 迷い犬等の収容

収容頭数：185頭 収容内訳：成犬 184頭 (99.5%) 幼犬 1頭 (0.5%)

収容方法別の頭数内訳

通常方法による収容 (通報により常時 実施)	おりによる収容 (住民の協力により 実施)	麻酔銃による収容 (他の方法が困難な場 合実施)	その他の 方法による収 容	合計
184	1	0	0	185

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容管理委託頭数を除く。

イ 犬の収容・保管及び返還

当所が捕獲、収容した犬、又は所有者不明のため当所に引取られた犬は適正に飼養管理するとともに、当所ホームページに収容犬の写真を掲載し、一頭でも多くの犬が飼い主のもとに戻れるよう返還率の向上に努めています。

収容した迷い犬等の返還状況

捕獲収容犬	飼い主のもとに戻った犬	返 還 率
185	114	61.6%

相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容管理委託頭数を除く。

ウ 犬の飼養管理指導及び行政措置

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に違反している飼養者に対し、指導書を交付し、再度にわたる違反者などに対しては勧告書及び命令書による行政措置を行っています。

指導書等の交付件数

指導書 (犬の返還時に当所 窓口で交付)	勧告書 (再度の違反者に 対する交付)	命令書 (勧告に従わなかった者に 対する交付)	合計
112	4	1	117

エ こう傷犬の収容及び検診

迷い犬等によるこう傷事故が発生した場合、直ちに当該犬を収容し、飼い主が判明しない犬については、当所において狂犬病の検診を行い、その結果を管轄の保健福祉事務所等へ報告しています。

検診状況

検診頭数
1

3 動物愛護の普及事業

しつけの重要性等動物の適正飼養を推進するため、各種教室を開催して動物に関する知識の普及啓発を図っています。

(1) 動物の適正飼養の推進

ア 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）

当所から、犬・猫等の動物の譲渡を希望する県民に対し、毎月第二及び第四金曜日に講習会を開催しています。

開催回数	受講者数	内 容
23回	425名	<ul style="list-style-type: none"> ・動物を飼う心構えについて ・法令について ・訓練犬によるデモンストレーション

イ 譲渡後講習会（飼い主教室）

譲渡犬及び譲渡猫の飼い主になった方を対象に、健康管理など飼育方法について講習会を実施しています。

開催回数	参加人数
47回	86名

ウ 訓練犬の育成・譲渡

収容された犬（成犬）に基本的なしつけを施し、避妊手術又は去勢手術を行った後、地域のモデル犬として譲渡しています。

譲渡頭数
16頭

エ 訓練犬によるしつけのデモンストレーション

わん・にゃん教室及びしつけ教室時に、モデル犬として基本的なしつけ内容を紹介しています。

実施回数	参加人数
26回	470名

オ 犬のしつけ相談やしつけ教室

当所から譲渡した犬の飼い主や飼い犬の問題行動で困っている方に、飼育方法のアドバイスを行っています。また、しつけの重要性について、教室を開催しています。

開催状況	回数	参加人数	内 容
しつけ相談	6回	6名	<ul style="list-style-type: none"> ・しつけの悩み、しつけ方法等の電話相談 ・訓練犬によるデモンストレーション(来所者のみ)
しつけ教室	3回	45名	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の健康管理、しつけ方法等 ・訓練犬によるデモンストレーション

カ 動物教室等

管内の小学校へ出向いた動物教室、小中学生の職場体験、高校生のインターンシップ、獣医学や畜産学等を学ぶ大学生や関係者等による施設見学等において、動物とのかかわりについて講義し、動物愛護行政への理解を深めるとともに、動物愛護意識の向上に努めています。

開催回数	参加人数	内 容
92回	1,296名	<ul style="list-style-type: none">・当所業務の紹介・近年の動物愛護行政に関する講義・いのちの大切さに関する講義

キ 動物愛護のつどい

平成30年度は、施設移転のため開催していません。

(2) 人と動物とのふれあい活動

人と動物との調和のとれたより良い生活環境を築くことを目的に、広く県民へ動物愛護思想の普及に努めています。

ア 動物ふれあい教室

主に保育園児・幼稚園児・小学校低学年児を対象として、子犬、ウサギなど身近で親しみやすい小動物と直接ふれあう体験を通して、動物に関心を持つとともに、動物の飼い方や扱い方を楽しく理解し、正しい動物との関わりが持てるよう教室を開催しています。

終了後は、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についても注意喚起を行っています。

開催回数	参加人数	内 容
18回	898名	<ul style="list-style-type: none">・身近な小動物の話及び正しい扱い方・ふれあい体験



動物ふれあい教室の様子

イ 夏休み飼育体験教室

平成30年度は、施設移転のため開催していません。

ウ コンパニオンアニマル活動

お年寄りや障害のある方のリハビリテーションの一助としてもらうため、施設を訪問し、犬、チャボ、モルモット等とふれあう活動を行っています。

なお、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も併せて行っています。

訪問施設数	参加人数	訪問施設名
1 施設	70 名	子ども自立生活支援センター



訪問活動の様子

4 動物取扱対策事業

特定動物の飼養者に対し、許可指導を実施するとともに、施設や飼養管理状態等の監視指導を実施し、危害防止等に努めています。また、動物取扱業についての登録申請の受理、施設の監視指導を行い、安全確保と動物愛護の面から適正飼養の指導に努めています。

(1) 特定動物の飼養許可及び監視指導

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導を実施しています。

特定動物の飼養許可件数 (平成31年3月31日現在)

許可件数	39
飼養頭数	122

特定動物飼養施設・飼養頭数及び調査件数

動物種		サル	ワニ	カメ	ヘビ	ワシ	ネコ	合計	調査件数
施設									
愛玩	施設数	1	2	6	10	1	1	21	12
	頭数	1	2	6	15	1	0	25	
販売	施設数	0	5	2	7	0	0	14	19
	頭数	0	43	2	20	0	0	65	
展示	施設数	2	0	1	1	0	0	4	4
	頭数	30	0	1	1	0	0	32	
計	施設数	3	7	9	18	1	1	39	35
	頭数	31	45	9	36	1	0	122	

特定動物種内訳

() 内は、飼養頭数

動物種	種名等
サル	ニホンザル(31)
ワニ	メガネカイマン(41) コビトカイマン(1) ヨウスコウワニ (3)
カメ	ワニガメ(9)
ヘビ	ボアコンストリクター(23) アミメニシキヘビ(7) インドニシキヘビ (6)
ワシ	イヌワシ(1)
ネコ	サーバルキャット (0)

(2) 動物取扱業の登録及び監視指導

動物取扱業の登録及び届出、施設の監視指導を実施しています。

ア 動物取扱業の登録及び届出

第一種動物取扱業登録件数と業種別内訳（平成31年3月31日現在）

登録 延べ件数 [新規登録申 請数]	業 種 別 内 訳						
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養
1,718 [166]	497 (28.9%)	923 (53.7%)	37 (2.2%)	181 (10.5%)	77 (4.5%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)

※（ ）は、業種比率

第二種動物取扱業届出件数と業種別内訳（平成31年3月31日現在）

届出 延べ件数 [新規届出申 請数]	業 種 別 内 訳					
	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
25 [6]	13	3	1	3	5	0

イ 動物取扱業の監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の管理、飼養施設、設備等について、監視指導を実施し、適正管理の徹底を図るとともに必要に応じ指導しました。

第一種動物取扱業監視・指導件数

施設検査 件 数	指導 件数	業 種 別 監 視 内 訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養
378	99	135	167	12	27	35	1	1

第二種動物取扱業監視・指導件数

施設検査 件 数	指導 件数	業 種 別 監 視 内 訳					
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
7	0	2	1	1	1	2	0

ウ 動物取扱責任者研修

第一種動物取扱業については、施設ごとに選任される動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修を実施しています。

実施回数：2回 受講者数：1,083名

5 動物由来感染症情報分析体制整備事業

飼養されている動物から感染する病原体の汚染状況及び感染の恐れがある疾病の実態を把握し、動物飼養者、動物取扱業者等への指導啓発に資するため、調査研究を実施しました。

なお、対象疾病は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている動物に由来する感染症を中心に検査しました。

検査対象疾病及び検査結果

検査対象疾病	対象動物	検査件数	検査方法	検査結果		備考
				陽性 (陽性率)	陰性	
オウム病	鳥類	15	PCR法によるオウム病クラミジア遺伝子の検出	0 (0%)	15	当所収容鳥類
鉤虫症	犬	20	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	0 (0%)	20	当所収容犬
回虫症	猫	16	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	1 (6.3%)	15	当所収容子猫
サルモネラ症	爬虫類	23	分離培養法による原因菌の検出	1 (4.3%)	22	当所収容爬虫類
猫ひっかき病	猫	25	分離培養法による原因菌の検出	1 (4.0%)	24	県内で飼養されている猫
ブルセラ症	犬	25	マイクロプレート凝集反応による抗体価測定	1 (4.0%)	24	県内で飼養されている犬
ジアルジア症	犬	20	顕微鏡蛍光抗体によるジアルジア(シスト)の検出	0 (0%)	20	当所収容犬
コリネバクテリウム・ウルセランス感染症	犬	20	分離培養法による原因菌の検出、PCR法によるジフテリア毒素遺伝子の検出	0 (0%)	20	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	15 (75%)	5	当所収容犬及び猫
	猫	20		0 (0%)	20	
カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症	犬	20	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	20 (100%)	0	当所収容犬及び猫
	猫	20		3 (15%)	17	

平成30年度は、狂犬病の対象犬の該当がなかったため、検査は実施していません。

※ 検査機関(当所実施以外)

衛生研究所: オウム病、サルモネラ症、ジアルジア症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、カプノサイトファーガ・サイノデグミ感染症

日本大学 : 猫ひっかき病、ブルセラ症

6 苦情相談等処理状況

当所には、所有者不明の犬・猫等の収容依頼や飼えなくなった犬・猫等の引取依頼のほか、動物に起因する様々な問題について相談や苦情が寄せられます。

(1) 苦情処理

ア 犬に関する苦情

犬による危害を未然に防ぐため、迅速かつ適切な処理に努め、結果を依頼者に報告しています。
(件)

迷い犬等 捕獲依頼	迷い犬等 引取り依頼	放し飼い指導	鳴き声・糞尿	その他	計
148(17)	239(32)	59(59)	224(224)	229(229)	899(561)

() 内は、保健福祉事務所及び各センターで対応した件数

イ 猫に関する苦情

遺棄された幼猫の引取り依頼、糞尿等の被害による飼い主等への指導依頼に対応しています。
(件)

遺棄された 幼猫の引取り	糞尿	野良猫に餌	その他	計
131(33)	117(117)	100(100)	561(554)	909(804)

() 内は、保健福祉事務所及び各センターで対応した件数

(2) 動物相談・失踪届等

動物に関する相談や飼い主からの失踪届出等については、積極的に情報を提供するなど適切に対応しています。

ア 動物相談

(件)

犬・猫等の 譲渡希望 (わんにゃん 教室の紹介)	飼えなくな った動物の 引取り	野良猫の 相談	犬・猫の しつけ方	動物 取扱業	特定 動物	その他	計
287	247	447	32	877	73	408	2,371

イ 失踪犬等の届出

失踪及び保護の届出については、受付簿に記載し、これらを照合することにより、犬・猫等の動物が一頭でも多く飼い主のもとに戻ることが出来るよう努めています。
(件)

内 容	失踪届出件数	照会延件数※	判明件数	保護件数	判明件数
犬	317	370	195	166	94
猫	680	431	254	174	18
その他動物	116	124	12	35	2

※照会延件数には失踪届出件数は含まず

(3) 夜間、休日の緊急対応

迷い犬によるこう傷事故等の緊急出動要請については、勤務時間外でも対応し、適切な処理に努めています。また、動物愛護と生命尊重の観点から、交通事故や衰弱などで緊急な処置が必要と思われる飼養者不明の動物についても対応に努めています。

内容別市町村別出動件数

	こう傷犬	野犬等捕獲	傷病犬保護	迷い犬引取	猫引取	規則動物等引取	合 計
平塚市		4		2			6
大磯町							
二宮町							
鎌倉市							
逗子市							
葉山町							
小田原市		3(1)	1	1(1)		2(2)	7(4)
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
茅ヶ崎市							
寒川町		1					1
三浦市							
秦野市		2					2
伊勢原市		1					1
厚木市		1	1(1)	1(1)			3(2)
海老名市		1					1
座間市							
愛川町							
清川村							
大和市		1		2			3
綾瀬市		1(1)		1			2(1)
南足柄市				1			1
中井町							
大井町							
松田町							
山北町							
開成町							
合 計	0	15(2)	2(1)	8(2)	0	2(2)	27(7)

() 内は休日対応件数で内数

7 会議・研修等

(1) 会議

各保健福祉事務所及び市町村との連携を深め、業務を円滑に推進するために会議を開催しています。
また、動物の譲渡に協力いただいている登録ボランティアと情報交換等を行い、その活動をより円滑に進められるよう会議を開催しています。

名 称	対 象	内 容
狂犬病予防・動物愛護管理 担当者連絡会議 (平成30年6月4日開催)	保健福祉事務所 担当者	・当所事業の実績と事業計画について ・情報及び意見交換
動物保護センター登録ボラン ティア連絡調整会議 (平成31年1月17日開催)	当所登録ボラン ティア	・当所事業の実績について ・情報及び意見交換
動物保護管理業務に係る 市町村担当者会議 (平成31年3月13日開催)	市町村担当者	・当所事業の実績について ・情報及び意見交換

(2) 研修・視察・取材等

大学生、高校生のインターンシップ研修の実施、他の自治体からの視察の受け入れや、マスコミからの取材等に対し、当所業務を通して動物愛護行政の現状に関する情報を提供し、人と動物との調和の取れた共存社会の実現の一助となるよう努めています。

8 動物慰霊式

様々な事情により当所に収容され、亡くなった動物たちの霊を供養し、更に動物愛護の意識を新たにするため、動物慰霊式を行いました。

なお、本年は建て替え工事のため、平成30年9月20日に当所職員のみで執り行いました。

第 3 章

業務の主要統計

主要業務の統計表(市町村別)

	犬の苦情処理件数						所有者不明犬の方法別収容頭数					飼えなくなった犬の引取り頭数			返還犬		譲渡犬頭数(譲渡先別)				こう傷犬		所有者不明猫収容匹数	飼えなくなった猫の引取り匹数			譲渡猫匹数(譲渡先別)				行政措置件数			登録犬頭数	市町村番号	
	迷捕 い獲 犬依 等類	迷引 取り 犬依 等類	放指 し 飼 い導	鳴き 声・ 糞尿	そ の 他	総 件 数	通 常	お り	麻 酔	そ の 他	合 計	当 所	保 健 福 祉 事 務 所	合 計	返 還 頭 数	飼 育 日 管 理 数	当 所 譲 渡 会	ポ ラ ン テ ィ ア 渡	そ の 他 の 渡	合 計	収 容 件 数	検 診 頭 数		当 所	保 健 福 祉 事 務 所	合 計	当 所 譲 渡 会	ポ ラ ン テ ィ ア 渡	そ の 他 の 渡	合 計	告 発	措 置 命 令	勸 告			
1 平塚市	18(0)	34(1)	7(7)	25(25)	18(18)	102(51)	32			32	5	2	7	20	80		1	1	2			20		2	2	5			5				15,487	1		
2 大磯町	1(0)	5(1)	1(1)	2(2)	3(3)	12(7)	4			4			0		0		30		30			1			0			0					2,100	2		
3 二宮町	2(0)	2(0)	1(1)	3(3)	0(0)	8(4)	1			1			0		0		3		3						0			0					1,771	3		
4 鎌倉市	1(0)	5(2)	6(6)	18(18)	16(16)	46(42)				0			0		0		5		5						0			0					10,426	4		
5 逗子市	0(0)	7(0)	1(1)	2(2)	2(2)	12(5)	3			3			0	2	6		9		9						0		25		25				3,347	5		
6 葉山町	1(0)	3(0)	5(5)	5(5)	0(0)	14(10)	2			2			0	1	4				0						0			0					2,914	6		
7 小田原市	9(3)	25(0)	9(9)	22(22)	22(22)	87(56)	18			18	2	2	12	41					0					23		0	1		1		1		10,731	7		
8 箱根町	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(1)	4(1)	3			3			0		0				0					2			0						625	8		
9 真鶴町	0(0)	4(0)	0(0)	1(1)	0(0)	5(1)	3			3			0		0				0						0			0					469	9		
10 湯河原町	2(1)	1(0)	0(0)	0(0)	3(3)	6(4)	1			1	1	1	1	2					0					2			0						1,487	10		
11 三浦市	2(0)	6(2)	6(6)	7(7)	10(10)	31(25)	2			2	5	5	2	5					0					3			0		7		7	1	1	2,782	11	
12 秦野市	49(4)	14(0)	2(2)	25(25)	14(14)	104(45)	13			13	4	2	6	9	20	2	2	1	5					33			0	22		22				9,386	12	
13 伊勢原市	5(0)	10(0)	5(5)	12(12)	7(7)	39(24)	12			12			0	11	308				0					25	6		6	32		32		1		5,000	13	
14 厚木市	28(5)	27(1)	3(3)	28(28)	39(39)	125(76)	27			27	3	11	14	13	45				0					29		40	40		13		13			12,295	14	
15 海老名市	6(0)	18(1)	1(1)	12(12)	14(14)	51(28)	16			16			0	12	36				0					36			0					1		6,759	15	
16 座間市	1(0)	7(1)	0(0)	9(9)	16(16)	33(26)	6			6	3	1	4	3	6	1			1					15	4	14	18	1		1			6,798	16		
17 愛川町	2(0)	7(0)	0(0)	13(13)	7(7)	29(20)	8			8	1	1	2	5	10				0	1	1			11	14	1	15						2,961	17		
18 清川村	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)				0			0		0			9		9				1			0							263	18	
19 大和市	6(1)	32(17)	6(6)	22(22)	8(8)	74(54)	9			9		4	4	6	16				0					9	1	28	29							11,839	19	
20 綾瀬市	4(1)	13(5)	2(2)	10(10)	8(8)	37(26)	8			8			0	5	14				0					12		1	1	3			3			5,446	20	
21 南足柄市	3(1)	7(0)	2(2)	1(1)	9(9)	22(13)	6	1		7			0	2	4	1		2	3					6			0							2,841	21	
22 中井町	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	2(1)	2			2			0	1	1				0					13			0	1			1			647	22	
23 大井町	1(0)	0(0)	1(1)	2(2)	3(3)	7(6)				0	1		1		0				0					4			0							1,210	23	
24 松田町	4(1)	3(0)	0(0)	0(0)	3(3)	10(4)	4			4	2		2	1	2	2				2				8			0							731	24	
25 山北町	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(1)	4(1)	2			2			0	1	4				0							3	3							708	25	
26 開成町	1(0)	4(1)	1(1)	1(1)	7(7)	14(10)	2			2			0	1	1				0					13			0							1,082	26	
27 管外	0(0)	0(0)	0(0)	4(4)	17(17)	21(21)	40			40			13	6	48	10	88		98					50	62		62	23	300		323				120,105	27
計	148(17)	239(32)	59(59)	224(224)	229(229)	899(561)	224	1	0	0	225	21	27	61	114	653	16	147	4	167	1	1	316	87	89	176	34	399	0	433	0	1	4	120,105		

注1:()は保健福祉事務所処理件数

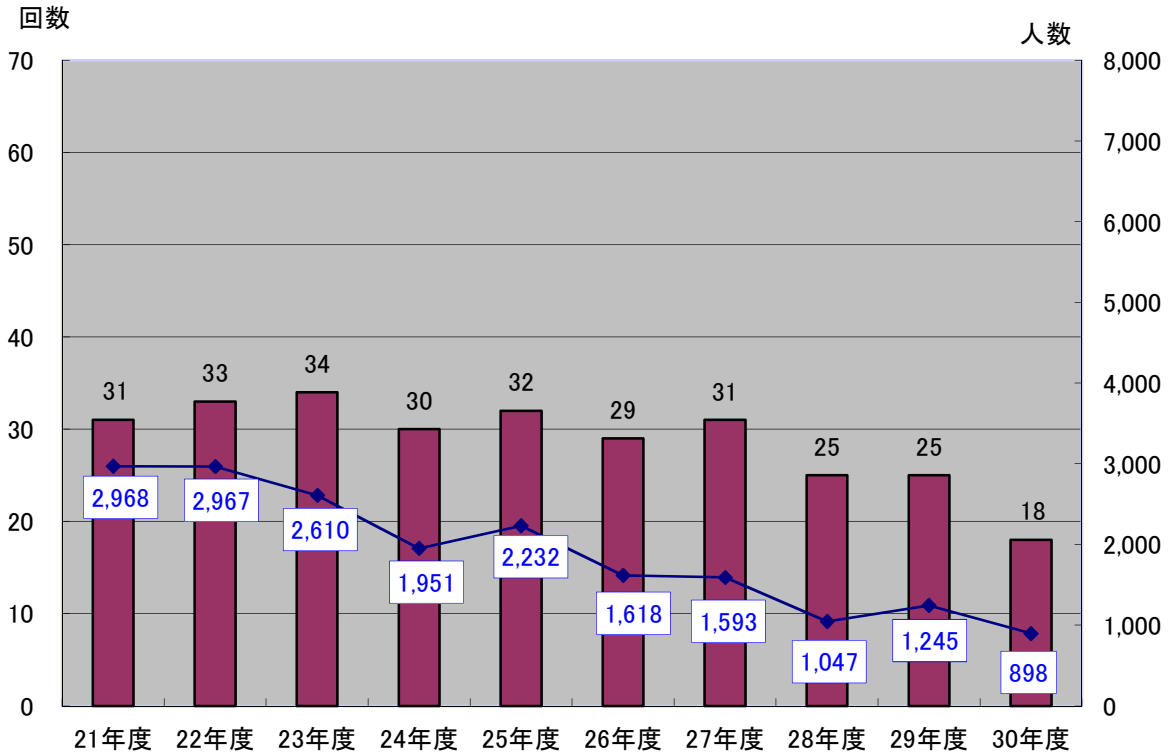
平成30年度 市町村別特定動物飼養状況

特定動物 市町村		霊長目 (サル)		ネコ目 (ネコ)		ワニ目 (ワニ)		カメ目 (カメ)		トカゲ目 (ヘビ)		トカゲ目 (トカゲ)		タカ目 (ワシ)		計	
1	平塚市							3	4							3	4
2	大磯町															0	0
3	二宮町															0	0
4	鎌倉市	1	1			1	1									2	2
5	逗子市	1	20													1	20
6	葉山町															0	0
7	小田原市	1	10													1	10
8	箱根町							1	1	1	1					2	2
9	真鶴町													1	1	1	1
10	湯河原町															0	0
11	茅ヶ崎市									5	9					5	9
12	寒川町															0	0
13	三浦市															0	0
14	秦野市															0	0
15	伊勢原市															0	0
16	厚木市			1	0	2	40	2	1	7	16					12	57
17	座間市															0	0
18	海老名市							1	2	4	5					5	7
19	愛川町					3	3									3	3
20	清川村															0	0
21	大和市							1	1							1	1
22	綾瀬市									1	5					1	5
23	南足柄市															0	0
24	中井町															0	0
25	大井町															0	0
26	松田町															0	0
27	開成町					1	1	1	0							2	1
28	山北町															0	0
29	藤沢市															0	0
計		3	31	1	0	7	45	9	9	18	36	0	0	1	1	39	122

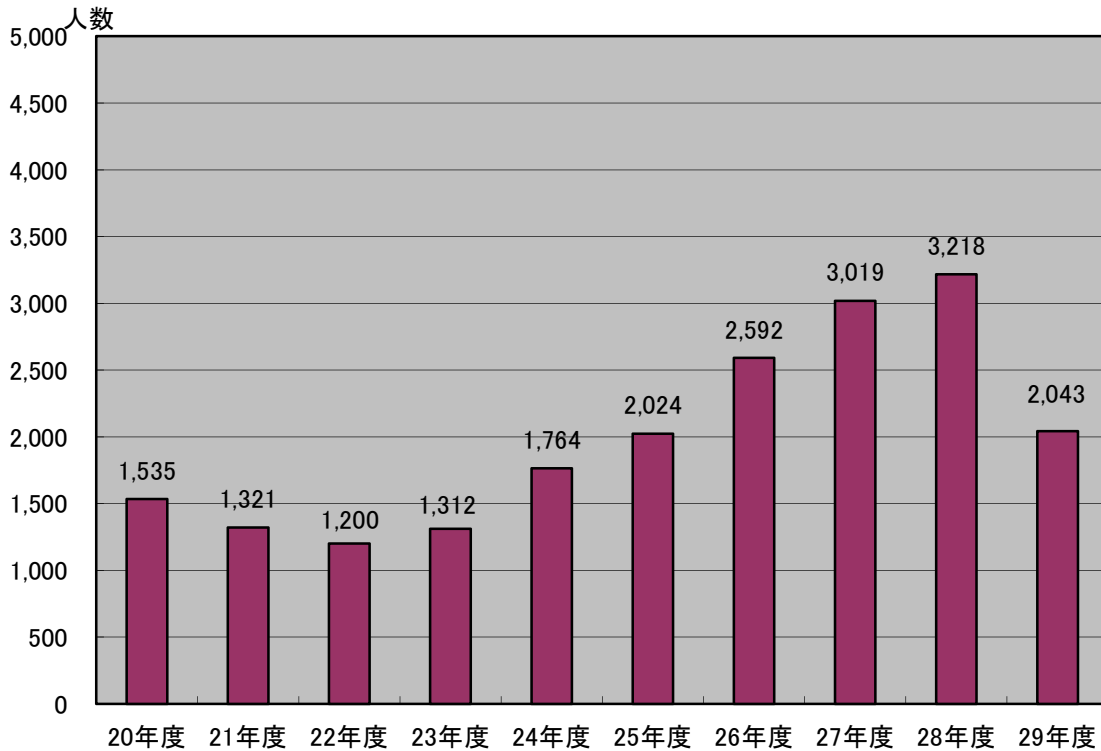
(注) 左欄…施設数 右欄…飼養頭数

年度別（10年間）業務の推移

動物ふれあい教室実施状況と参加者数

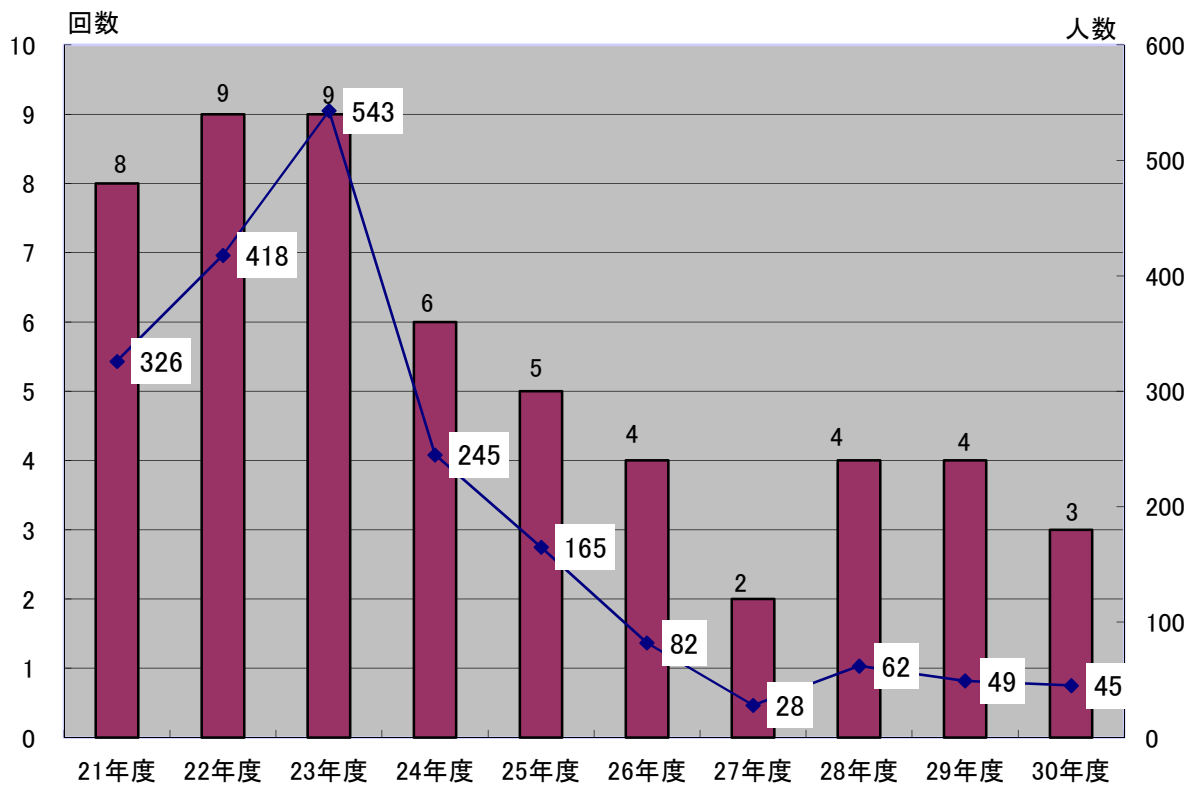


ふれあい動物ひろば来園者数

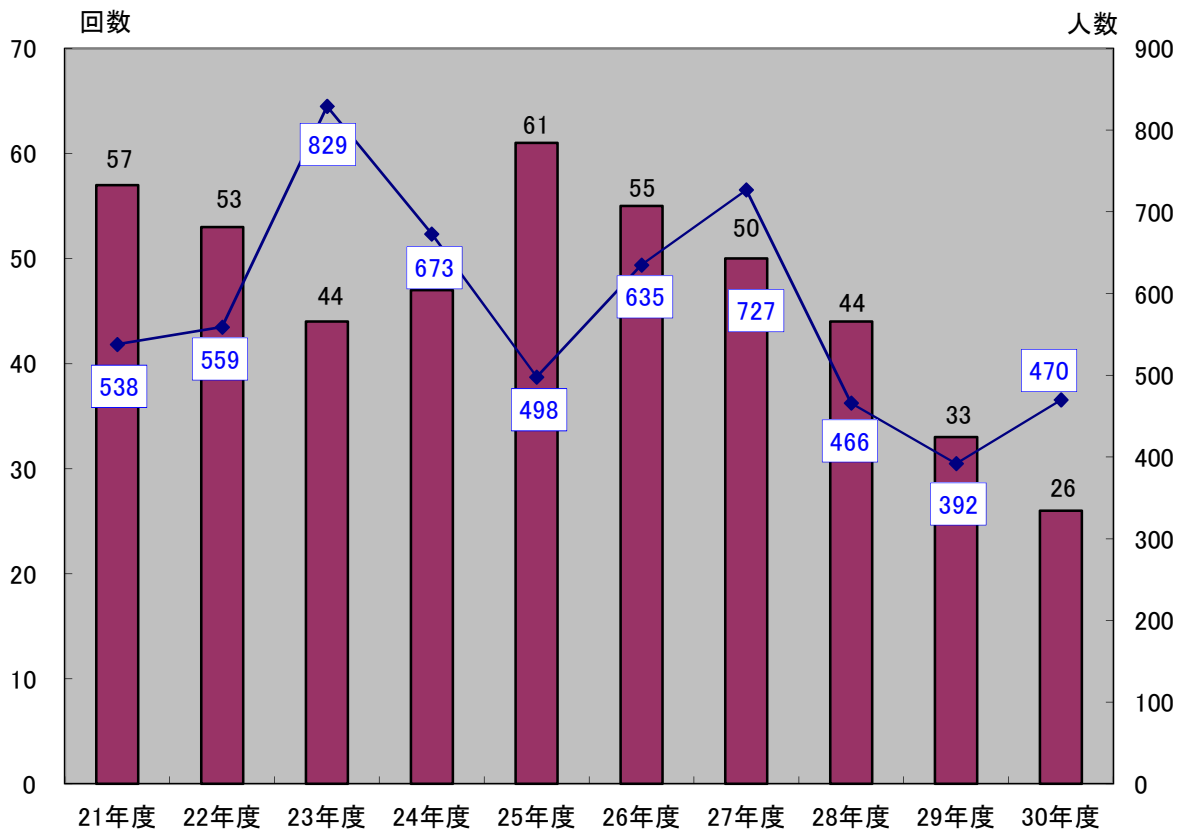


ふれあい広場は、新センター建設のため、平成29年12月をもって閉園しました。

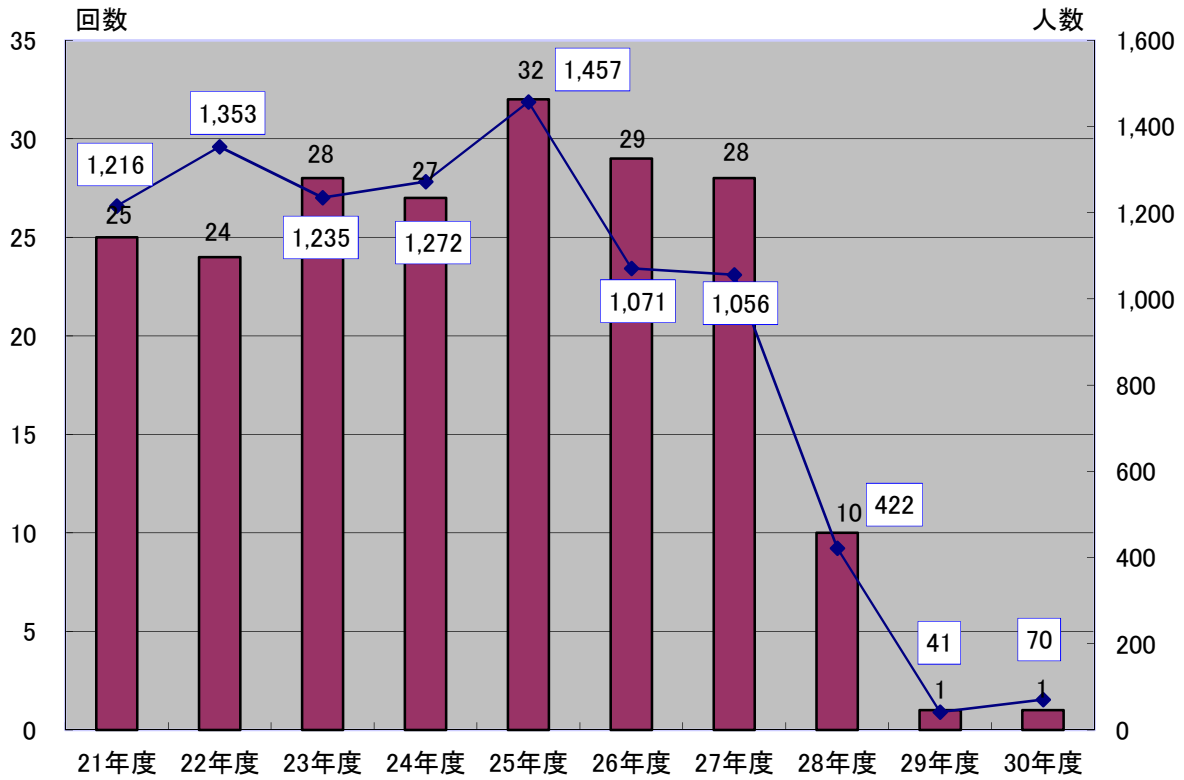
犬のしつけ教室実施状況と参加者数



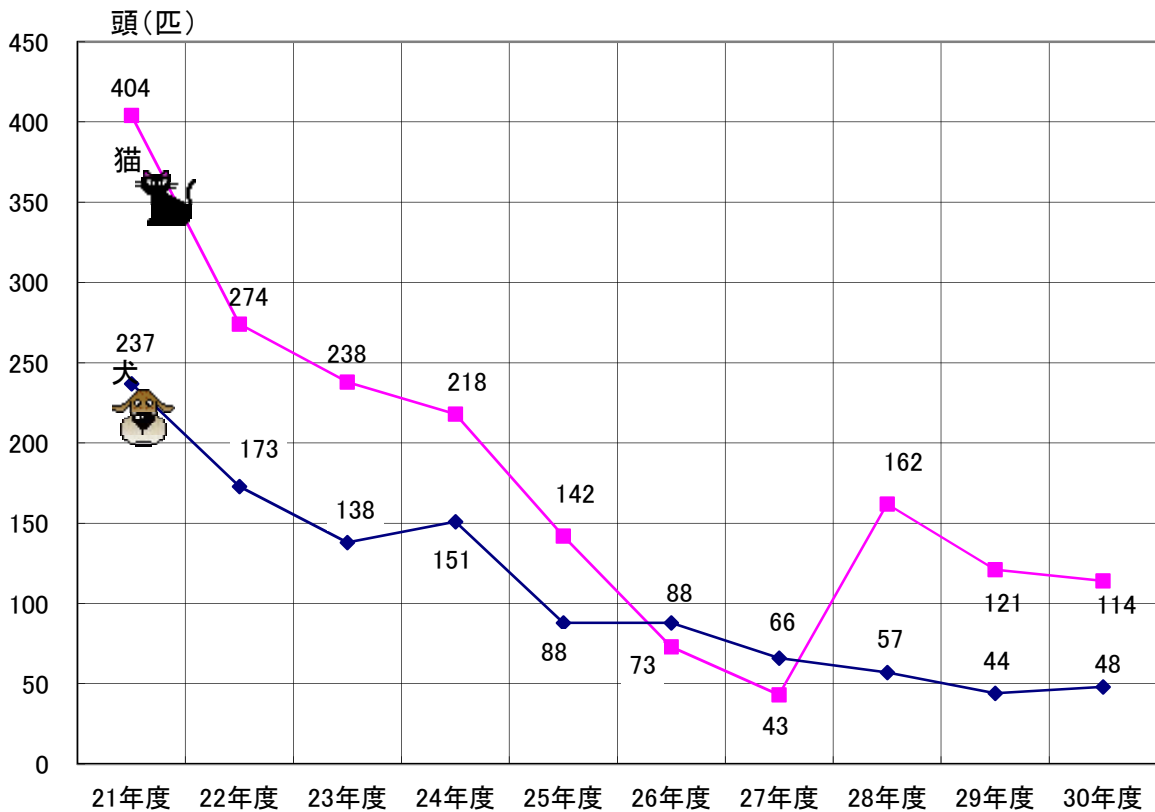
訓練犬によるしつけのデモンストレーション実施回数と参加者数



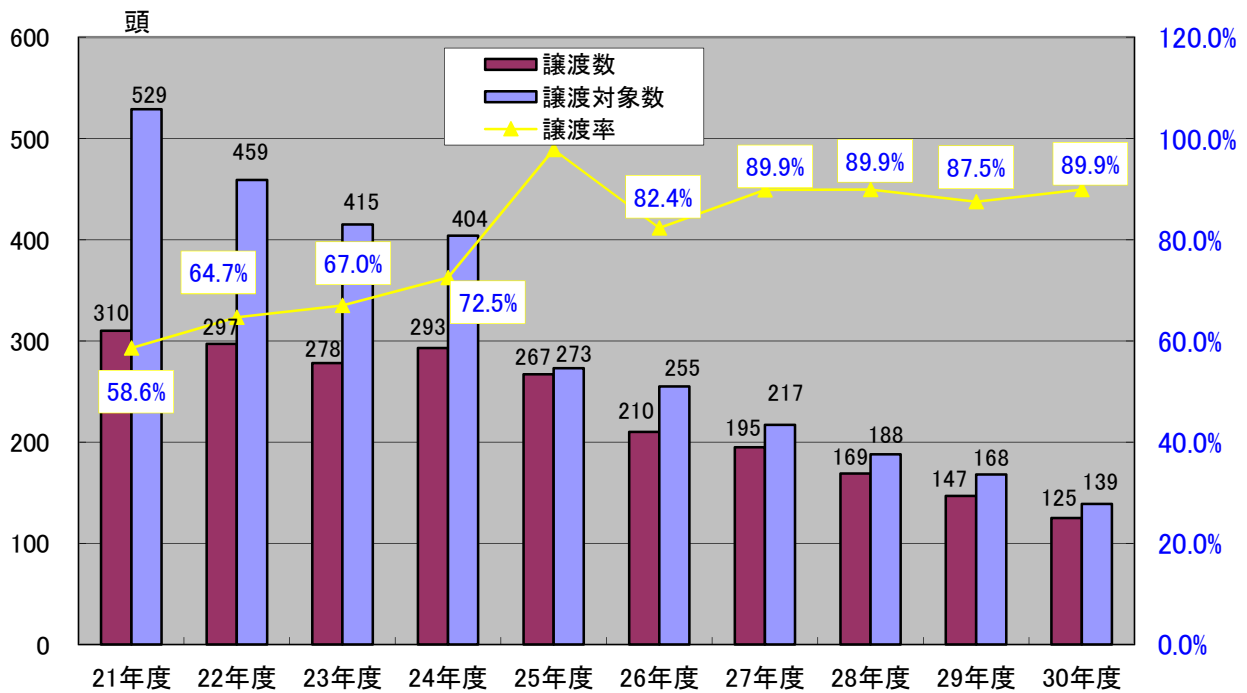
コンパニオアニマル活動実施状況と参加者数



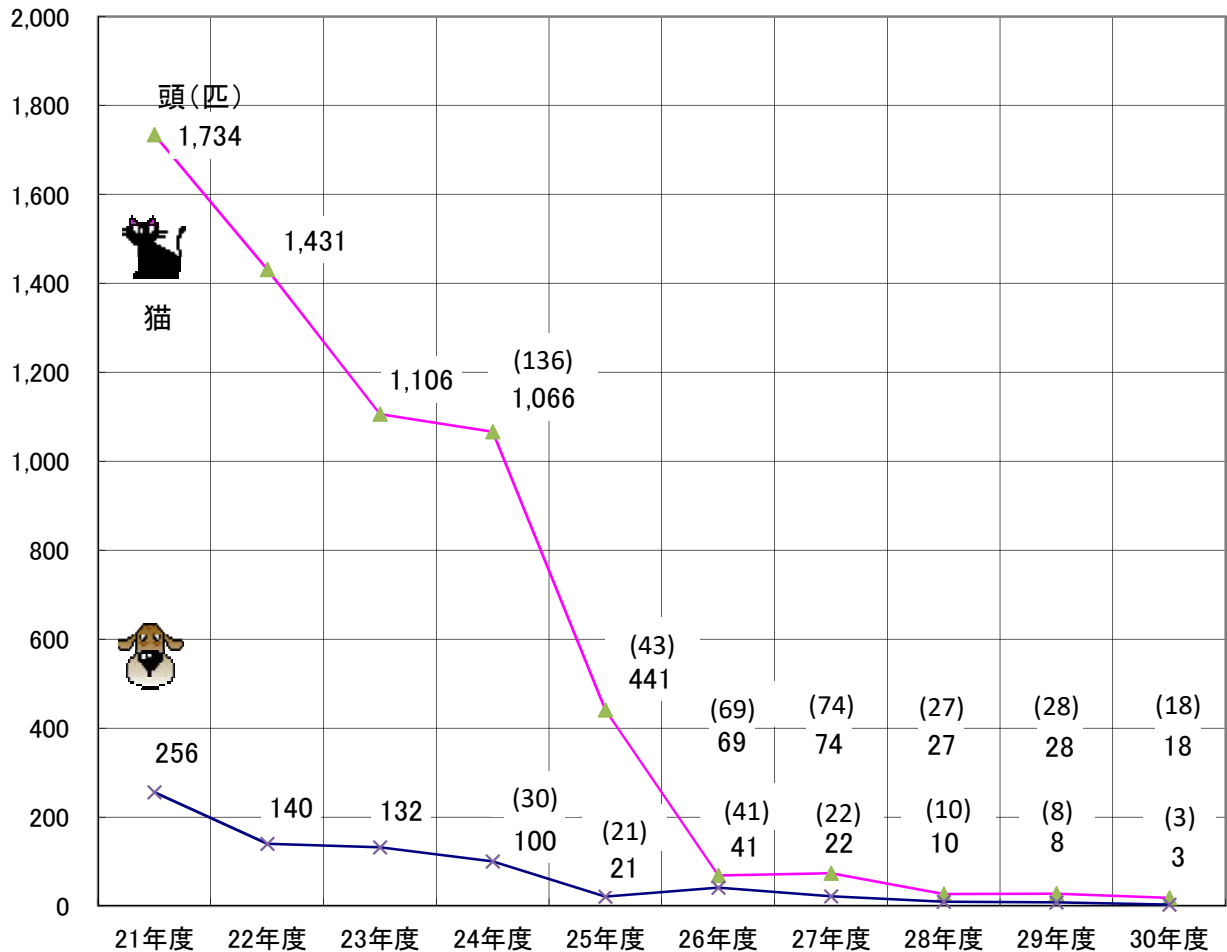
飼えなくなった犬・猫の引取り頭(匹)数



譲渡状況(犬)

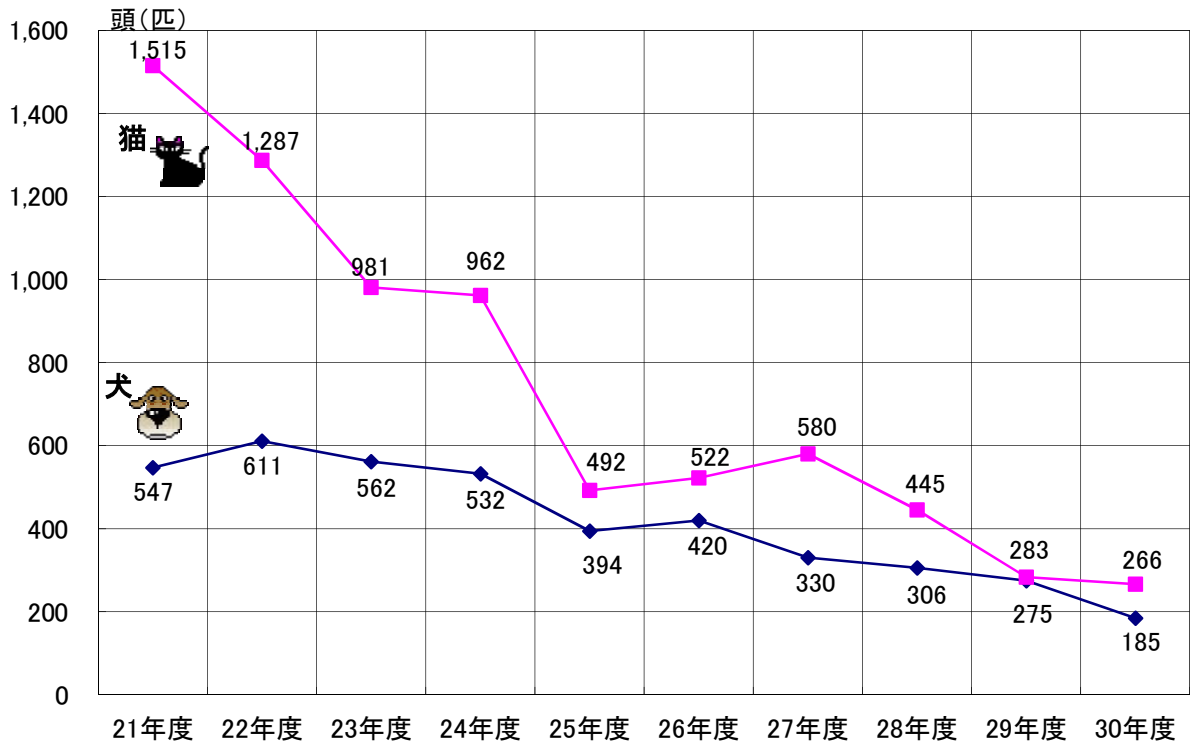


犬・猫の処分頭(匹)数

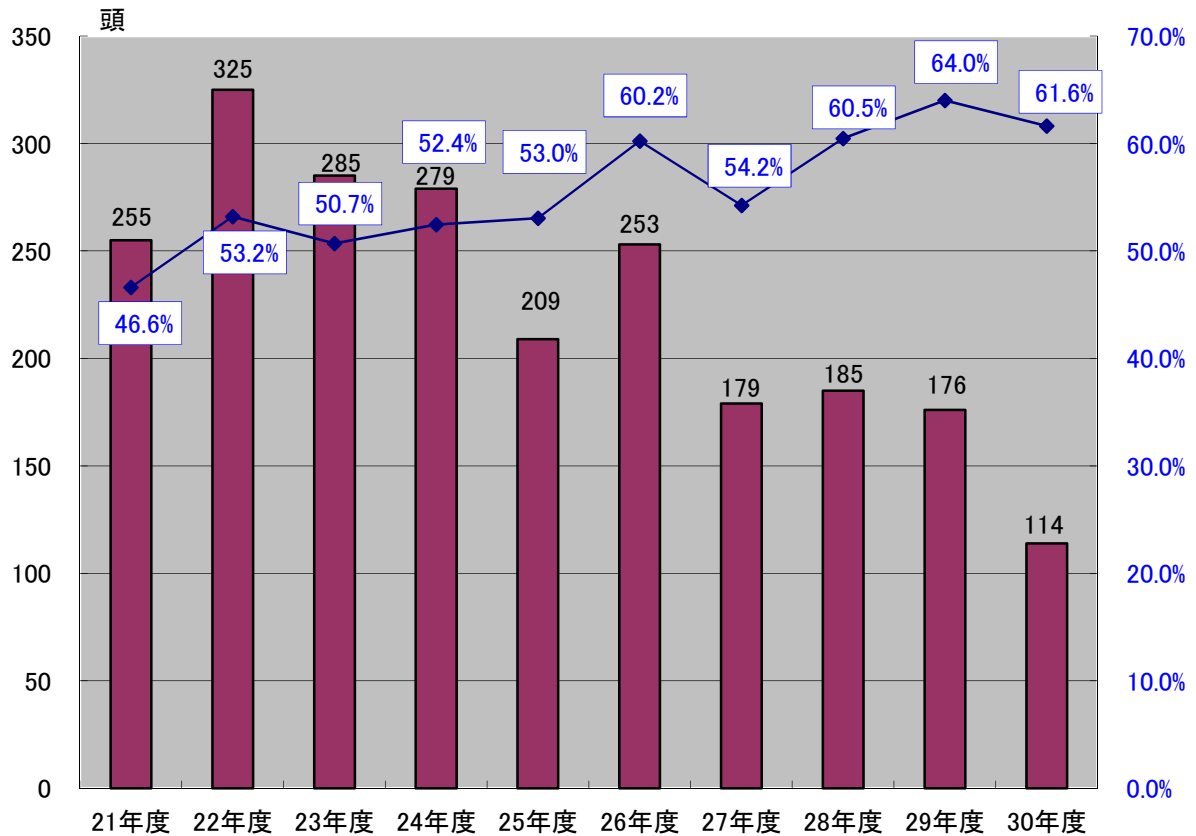


※()内の頭(匹)数は、運搬・収容中に死亡した数です。

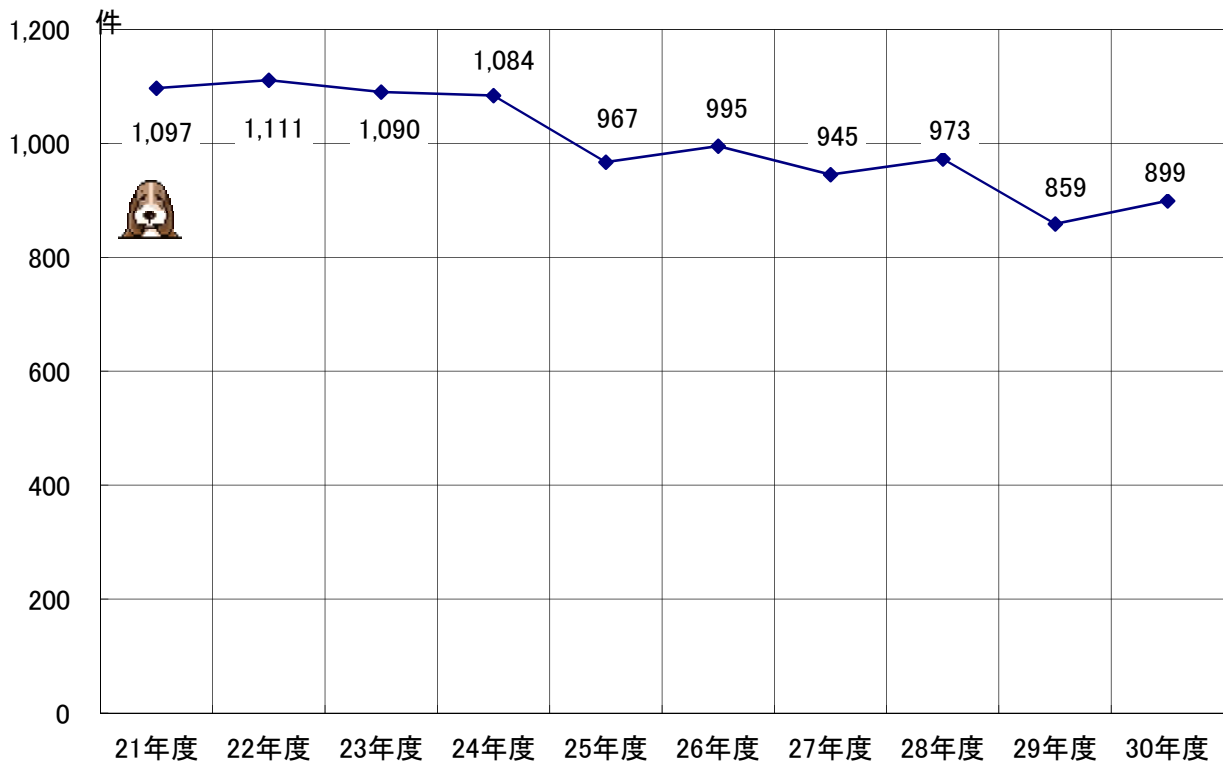
迷い犬等及び所有者不明猫の收容数



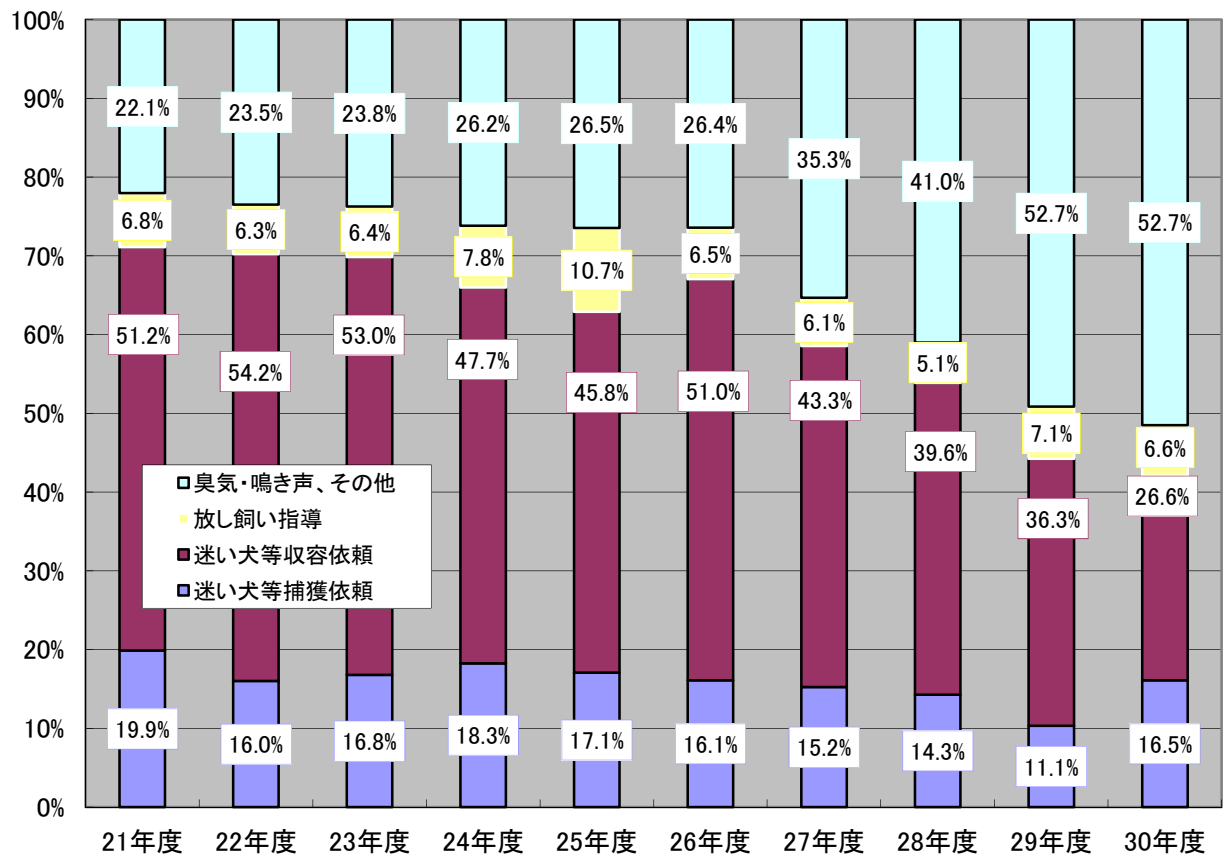
返還頭数及び返還率(犬)



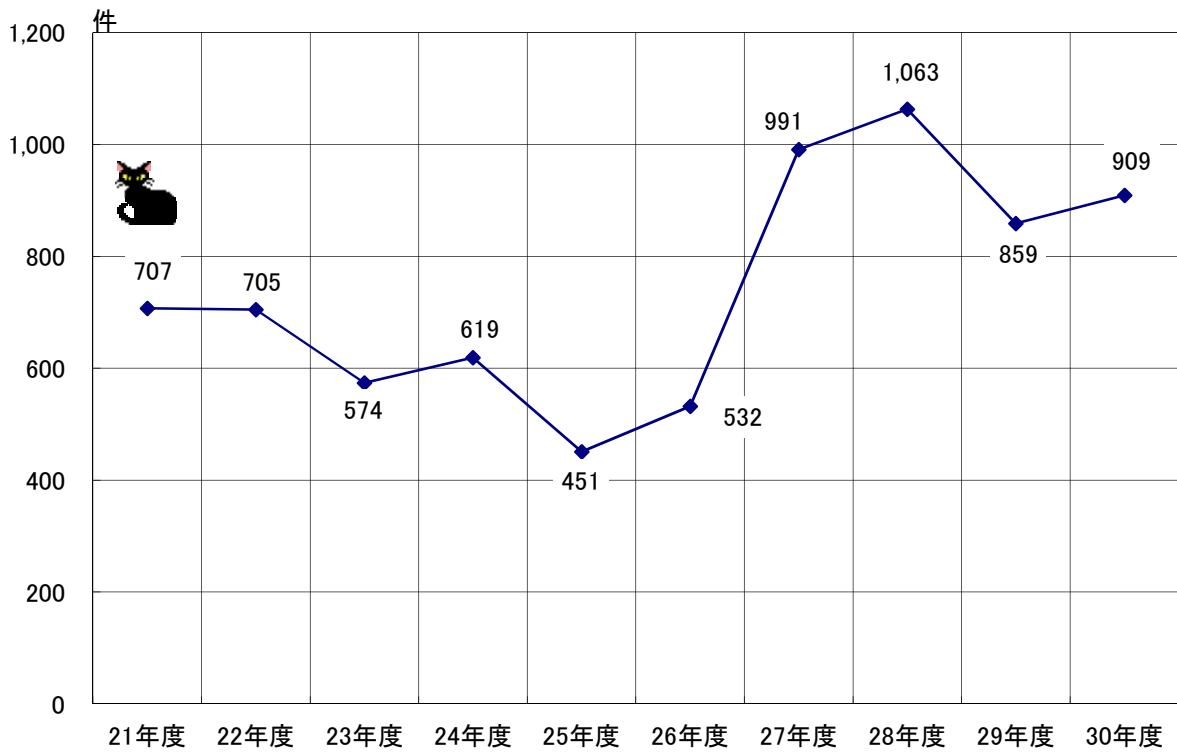
犬に関する苦情件数



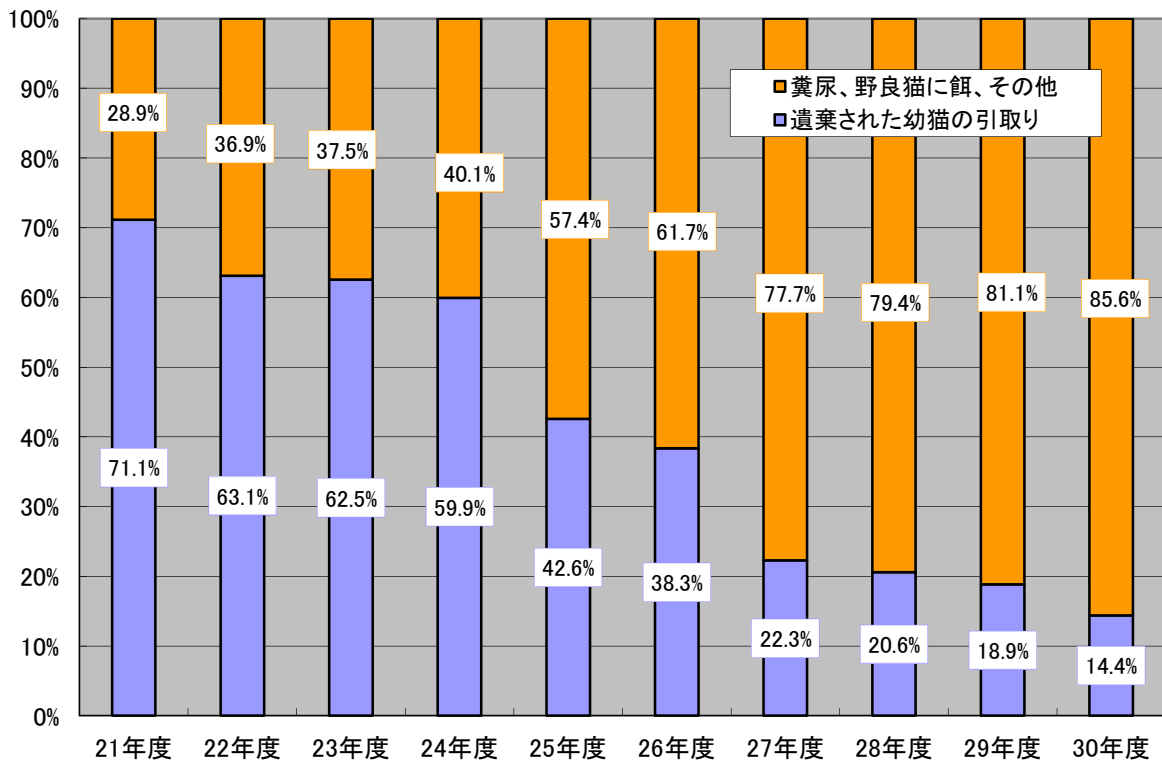
犬に関する苦情内訳比率



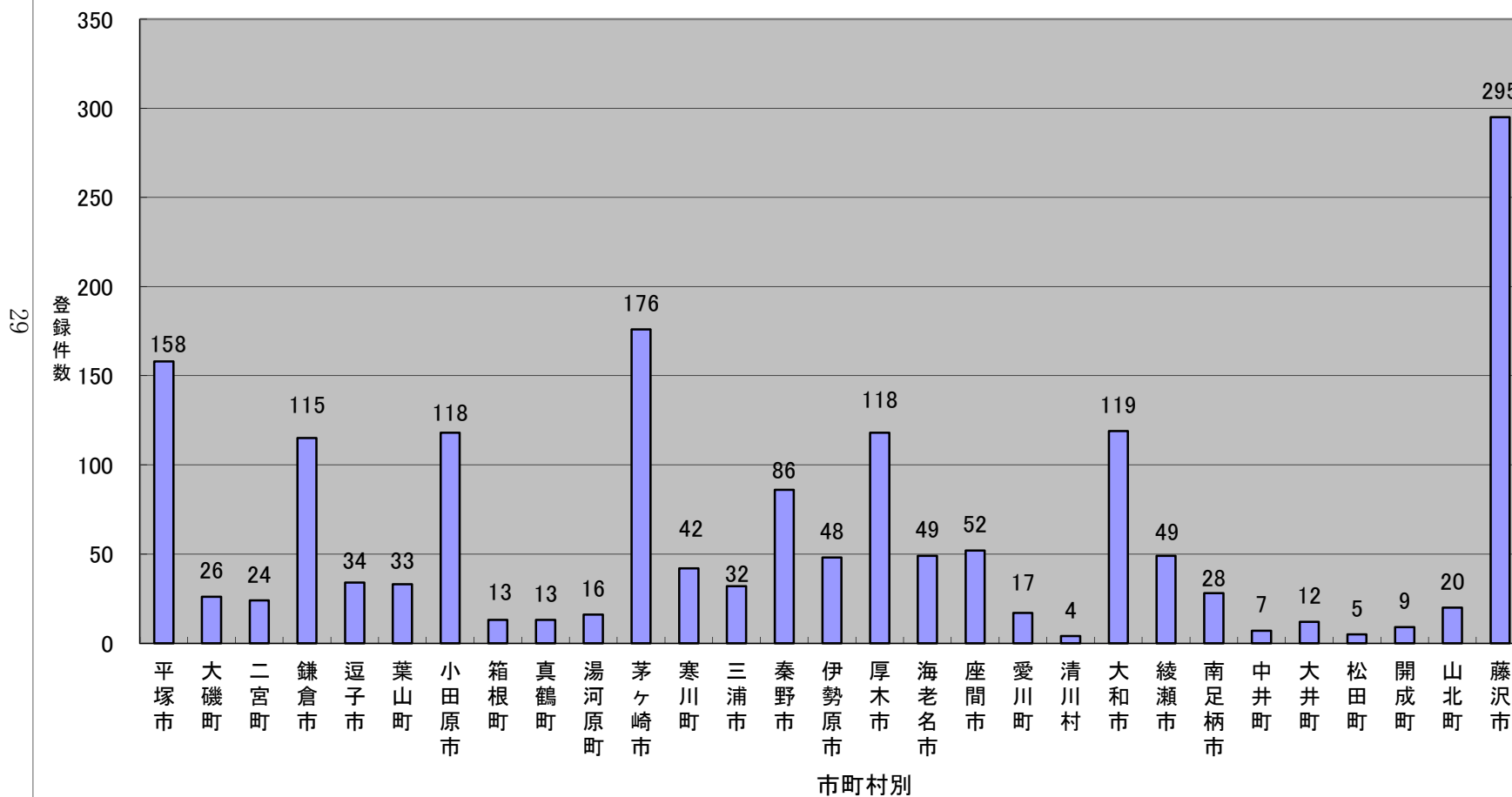
猫に関する苦情件数



猫に関する苦情内訳比率




平成30年度 第一種動物取扱業総登録件数(市町村別) 1,718件





事業概要

発行 令和元年12月

編集  神奈川県動物愛護センター

〒259-1205

神奈川県平塚市土屋401

電話 0463-58-3411

FAX 0463-59-4931

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f80192/>